

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

長浜市シティプロモーション特設サイト制作業務について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年6月6日

長浜市長 浅見 宣義

1 業務の概要

(1) 業務の名称

長浜市シティプロモーション特設サイト制作業務

(2) 業務の目的および内容

「長浜市シティプロモーション特設サイト制作業務仕様書」に記載のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

なお、特設サイトは、令和8年1月26日から公開すること。

2 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

なお、グループ（複数の企業体）の場合、(3)から(5)の要件については、全ての構成者が満たしていることとする。

- (1) 令和7年度の長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 過去5年以内に、国又は地方公共団体及びその他公共団体、これに類する公益法人のシティプロモーションや広報ウェブサイトの制作や運用保守等業務の実績を有すること。なお、グループで応募する場合は、構成員のいずれかの者が本実績要件を満たしていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 選考方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者によるヒアリング審査を行い、その内容を長浜市シティプロモーション特設サイト制作業務プロポーザル選定委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先および問い合わせ先）

長浜市未来創造部未来こども若者局未来こども若者課

担当者：尾崎、狩野

滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話番号 0749-65-6371

FAX番号 0749-65-4006

E-mail mirai-kodomo@city.nagahama.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和7年6月6日（金）から7月11日（金）までの午後5時までとする。

イ 交付場所

長浜市ホームページにおいてダウンロードするものとする。

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、様式等

(3) 実施要領等に対する質問期限および回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書（様式1）により、次の専用フォームにて提出すること。

専用フォームURL <https://logoform.jp/form/BJcW/1066448>

※必ず電話で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

ウ 質問期限

令和7年6月18日（水）午後2時（必着）

エ 回答方法

令和7年6月25日（水）午後2時以降に市HPに掲載する。

なお、質問者の名称等は公表しない。

(4) 参加申込書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書（様式2）1部

② 会社概要（様式3）1部

グループで応募する場合は、構成する企業ごとに提出すること。

③ 業務実績調書（様式4） 1部

「2 参加資格(2)」に該当する業務実績を5件以内で記入すること。

また、サイトの運用実績がある場合、当該サイトが分かるURLも記載すること。

④ グループ構成表（様式5） 1部

グループで応募する場合は、構成する企業全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

⑤ 誓約書（様式6） 1部

グループで応募する場合は、構成する企業ごとに提出すること。

イ 提出方法

必要書類を次の専用フォームにて提出すること。

専用フォームURL：<https://logoform.jp/form/BJcW/1066415>

※ 必ず電話で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。

ウ 提出期限

令和7年6月27日（金）午後3時（必着）

エ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和7年7月2日（水）以降に電子メールで通知する。

(5) 企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知書により提案者として認められた者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

○企画提案書【正本】1部 【副本】4部

様式・記載事項は自由とするが、次の項目については必ず記載すること。

①企画概要

②保守管理体制

③実施体制

○見積書及び内訳書（任意様式）1部

○保守管理に係る見積書及び内訳書（任意様式）1部

翌年度以降の保守管理について、その費用及び内訳について記載すること。また、見積額はホームページ制作後、5年間の金額を記載すること。ただし、この見積金額は、見積上限額に含まない。

イ 提出方法

持参又は郵送に限る。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。事故等については提出者のリスク負担とする。

ウ 提出先

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地（長浜市役所本庁4階）

宛先：『長浜市未来創造部未来こども若者局未来こども若者課』

エ 提出期限

令和7年7月9日（水）午後3時（必着）

(6) 企画提案に係るヒアリング審査

令和7年7月11日（金）に、プロポーザル選定委員会の審査においては、次のとおり提案者からのヒアリングを行い、提案内容を総合的に審査する。

ア プレゼンテーション時に映像資料等を使用することも可とするが、企画提案書に記載の内容と整合が取れているものに限るものとし、事業者名が特定できる情報を含めないこと。

イ プレゼンテーションに要する機材は提案者がすべて準備するものとするが、投影するための大型テレビモニター（HDMI端子による接続）については市で準備するため、使用を希望する場合は、事前に申し出ること。

ウ プレゼンテーションは、1者あたり3名までの参加とし、提案説明は、本業務の責任者または主担当者が行うものとする。

エ ヒアリング審査は1者あたり、概ね30分程度（提案説明20分および質疑応答10分）を予定する。

オ 接続等の準備は提案者の責任において行うこととし、接触不良等により当該モニターが使用できない場合、市は一切の責任を負わない。

(7) 審査結果

ア 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての者に電子メールにて通知する。

イ 通知時期 令和7年7月24日（木）（予定）

(8) その他

ア 提出されたすべての書類は、返却しない。

イ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

5 その他の留意事項

本プロポーザルの詳細は、実施要領、仕様書等による。